

○地方版子ども・子育て会議等の設置に関する考え方（川越市）

川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

- 根拠 児童福祉法第8条【必置義務】
※社会福祉法第12条の規定により、社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置（川越市社会福祉審議会条例）
- 機能 ○家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可に関する意見聴取（児福法第34条第15第4項）
○保育所の設置認可に関する意見聴取（児福法第35条第6項）
○児童福祉施設の事業停止命令に関する意見聴取（児福法第46条第4項）
○認可外児童福祉施設等の事業停止又は施設閉鎖命令に関する意見聴取（児福法第59条第5項）
○児童福祉に関する事項の調査審議（社福法第12条第1項）
- 構成 ○児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者（児福法第9条第3項）
（○議会の議員、社会福祉事業に従事する者、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者（社福法第9条））
- 定数 20人以内（児福法第9条第1項）
（専門分科会として設置した場合、審議会の定数は50人以内（社福法第12条第2項））
- 委員 19人（社会福祉審議会児童福祉審議会）※社福審全体では58人
- 任期 2年（条例第3条第1項）※任期は平成27年3月31日まで

地方版子ども・子育て会議 ※平成25年度早期の設置が望ましい

- 根拠 子ども・子育て支援法第77条【努力義務】
- 機能 ○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取（法第31条第2項、法第77条第1項第1号）
○特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見聴取（法第43条第3項、法第77条第1項第2号）
○市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更時の意見聴取（法第61条第7項、法第77条第1項第3号）
○市町村における子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況の調査審議（法第77条第1項第4号）
- 構成 法律上の規定は無いが、国の子ども・子育て会議の構成を参考
【参考】（国）子ども・子育て会議：子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども、子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（法第74条第2項）
- 定数 法律上の規定無し
- 任期 法律上の規定無し

川越市次世代育成支援対策地域協議会

- 根拠 次世代育成支援対策推進法【任意】
（川越市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱）
- 機能 ○次世代育成支援対策行動計画の実施状況及び課題に関する検討等
- 構成 ○住民、事業主、労働者その他の関係者（法第8条第3項、4項）
○保護者の代表者、事業主、労働者、保育園・幼稚園関係者（要綱第3条）
- 定数 25人以内（要綱第3条）
- 委員 15人
- 任期 2年

次世代法は平成26年度末までの時限法。平成27年度以降の法延長が検討されることとなっているが、主に事業主行動計画の取扱いが中心となるため、市町村行動計画を策定する必要は無く、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定すれば足りるとされている。

幼保連携型認定こども園に関する審議会

- 根拠 認定こども園法第25条【必置義務】
- 機能 ○幼保連携型認定こども園の認可に関する意見聴取（法第17条第3項）
○幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖の命令に関する意見聴取（法第21条第2項）
○幼保連携型認定こども園の認可取消しに関する意見聴取（法第22条第2項）
- 構成 法律上の規定はないが、教育又は保育に係る有識者など関係者をバランスよく加えること

※必ずしも新規設置する必要はなく、既存の審議会や子ども・子育て会議を活用して差し支えない。

	設置方法	利 点	課 題	備 考
1案	社会福祉審議会児童福祉専門分科会に子ども・子育て会議の機能を付与する	<ul style="list-style-type: none"> ・他の専門分科会と併せて社会福祉全般を視野に入れた一体的・総合的な調査審議を行うことができる。 ・児童福祉専門分科会の調査審議事項である、「児童福祉に関する事項」についての課題と併せた審議を行うことができる。 ・これまで次世代行動計画の策定・進行管理等も含めた審議を行ってきた経緯があり、今後の子どもに関する施策の審議に継続性を持たせることができる。 ・教育・保育両分野の関係者等が含まれており、構成員の選定や会議の運営に無駄が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問案件の答申について、分科会会長が特に重要であると判断する事項については、社会福祉審議会（全体会）に諮り決議することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉審議会条例改正（子ども・子育て支援法及び認定こども園法に基づく審議会とすることを明記）
2案	社会福祉審議会から児童福祉審議会を独立させたうえで、子ども・子育て会議の機能を付与する	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策を包括的に審議する機関となるため、効率的で、対外的にもわかりやすい。 ・構成員の選定や会議の運営に無駄が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉審議会と切り離すため、社会福祉全般を視野に入れた審議を行うことが難しい。 ・川越市社会福祉審議会条例の改正と子ども・子育て会議条例の制定が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉審議会条例の改正（調査審議事項の特例を削除） ・児童福祉審議会条例の制定 ・川越市附属機関の委員の報酬に関する規則の改正（児童福祉審議会委員の追加）
3案	社会福祉審議会児童福祉専門分科会はそのまま残し、新たな機関として、子ども・子育て会議を設置する	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく会議体として子ども・子育て支援法に基づく審議事項に絞って運営できる。 ・社会福祉審議会と切り離すため、それぞれの機関で適当な構成員を自由に選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両機関の構成員は、ほぼ同様の団体等から選出されることが想定されるため構成員の選定や会議の運営に無駄が多い。 ・認定こども園法に基づく審議会をどちらに位置付けるか検討を要す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議条例の制定 ・川越市附属機関の委員の報酬に関する規則の改正（子ども・子育て会議委員の追加）